

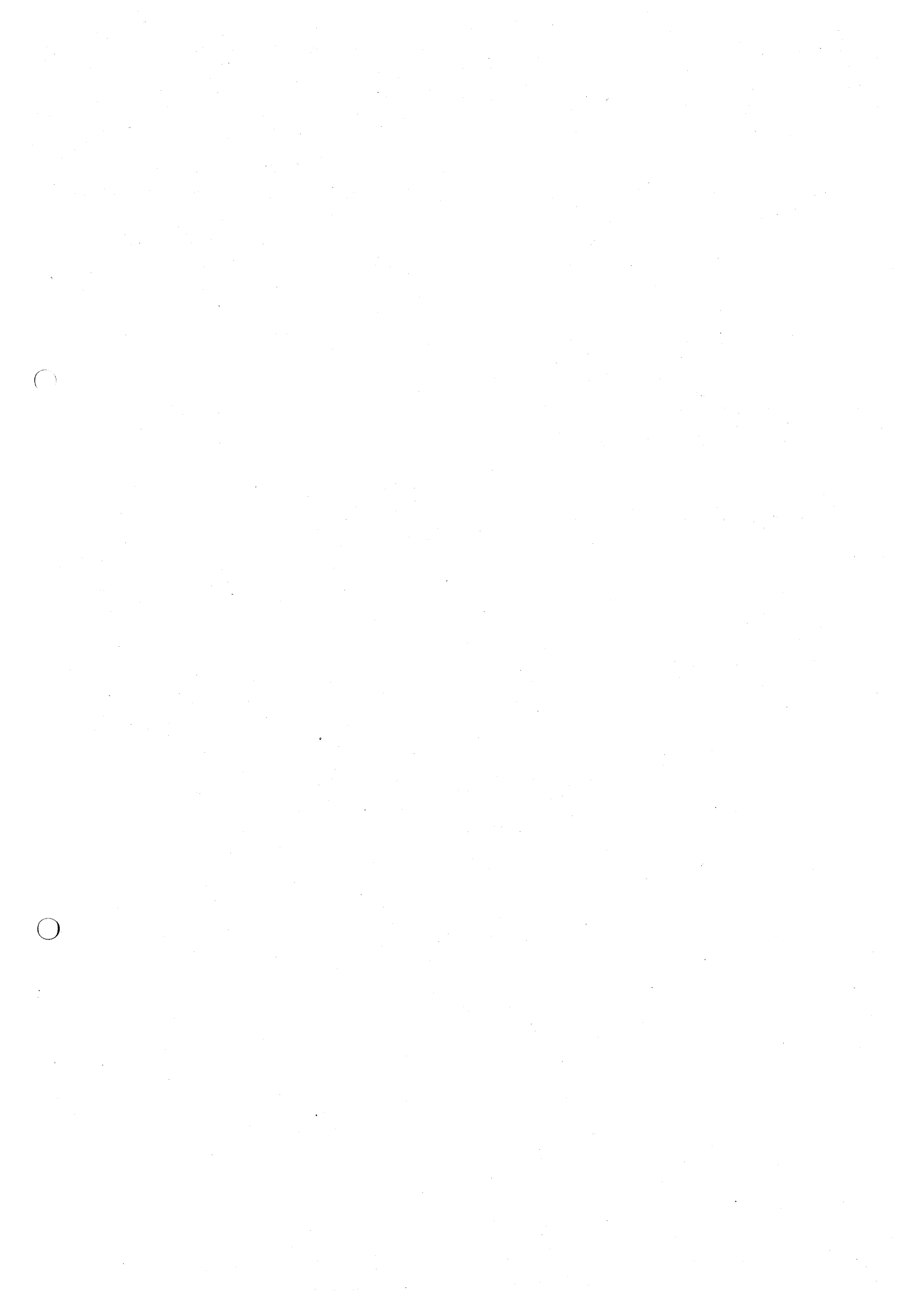
内閣参質一九七第六六号

平成三十年十二月十八日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長 伊達忠一殿

参議院議員牧山ひろえ君提出単身の高齢者の住宅確保策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員牧山ひろえ君提出単身の高齢者の住宅確保策に関する質問に対する答弁書

一について

賃貸住宅において、単身で居住する賃借人が死亡し、その相続人のあることが明らかでない等の場合に、残置物の撤去等及び当該賃貸住宅の原状回復を行うための法的手続に時間及び費用を要し得ること等を理由として、賃貸人が高齢者の入居を拒否する場合があることは課題であると認識している。

二について

お尋ねについては、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）第二十一条の規定に基づく保護の実施機関による被保護入居者の状況の把握等の措置に係る制度や、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第五章に定める終身建物賃貸借制度の活用等により、賃貸人の負担の軽減を図ってまいりたい。

